

札幌青年會議所設立趣意書

先年アメリカに於ける青年商工會議所 (The Junior

Chamber of Commerce) と連携して我國に於ても東京に

於ける日本青年會議所を中心に全國に約十四ヶ所の
會議所が誕生致して居ります

之は活動力と若さに富んだ我々青年同志が相寄り相
互の親睦修練と社會への奉仕を通じて廣く全國ひい
ては全世界の青年と提携し經濟社會の現状を研究し
經濟界の強力な推進力たらしとするものであります
就きましては我が札幌に於ても是非之が實現を圖り
札幌經濟界の發展に我々青年が出來得る限りの努力
を致す事も無駄な事ではないと確信する次第であり
ます

此に志を同じくする札幌市並に近郊に居住する青年
が相寄り札幌青年會議所の設立を企圖した次第であ
ります

一九五一年三月 日

札幌青年會議所設立準備委員會

(五十番順)

池	植	大	越	齋	福	福	山
内	田	竹	山	藤	山	山	形
榮	英	敬	文	博	卓	達	良
吉	次	太	節	夫	司	彦	一
		郎	夫	哉			

札幌青年會議所

(The Sapporo Junior Chamber of Commerce)

定 款

第一章 目的、名稱

- 第一條 本會議所の目的は青年の努力を結集して社會に奉仕し、積極的建設的計畫によつて社會の福祉を増進し又會員相互の啓發と親睦を圖り、青年独自の立場より日本經濟の發展に寄與するとともに、目的を同じくする全世界の青年と提携して人類の幸福、世界平和達成の原動力となることにある。
- 第二條 本會議所は札幌青年會議所 (The Sapporo Junior Chamber of Commerce) と稱する。
- 第三條 本會議所の事務所はこれを札幌市におく。

第二章 事業

- 第四條 本會議所はその目的を達するため左の事業を行う。
- 一、社會奉仕事業
 - 二、産業經濟に關する調査研究並にその改善發達に關する事項
 - 三、會員の相互啓發及び親睦
 - 四、海外、國內青年會議所及びその他の團體との提携

五、その他本會議所の目的を達するために必要な事業

第三章 會員、會費

第五條 本會議所の會員は次の四種類とする

- 一、正會員
- 二、特別會員
- 三、名譽會員
- 四、維持會員

第六條

一、正會員 札幌市及其の近郊における^{二十一}二十五歳から三十五歳までの年齢の品格ある青年は本會議所の正會員として入會し總會における各一個の表決権を含むすべての權利を享有することができる
本會議所に正會員として入會を希望する者は會員二名以上の紹介により所定の入會手續を経なければならぬ

入會の諾否は理事會において決する

二、特別會員 三十六歳以上の品格ある者及び外國人は本會議所の特別會員として入會することができる
但し特別會員は専務理事を除く外本會議所の役員となることができず又表決権を有しない
本會議所に特別會員として入會を希望する者は會員一名以上の紹介により所定の入會手續を経なければならぬ

入會の諾否は理事會において決する

三、名譽會員 名譽會員は理事會の推薦に基き決する、但し名譽會員は名譽的性質のものを除き本會議所

- の役員となることができず又本會議所の表決権を有しない
- 四、維持會員 本會議所の趣旨に賛成しその專業の發展を助成することを望む個人又は團體は、理事會の議を経て本會議所の維持會員として入會することができる、但し維持會員は専務理事を除く外本會議所の役員となることができず又表決権を有しない
- 第七條 正會員及び特別會員は毎年所定の納期に會費を納附しなければならない
- 會費は年額正會員及特別會員各金貳千圓、入會金は正會員金參千圓、特別會員金壹千圓とする、但し正會員より特別會員となる者は入會金を必要としない
- 第八條 退會を希望する會員は退會の届出をしなければならぬ
- 第九條 會員にしてその體面を傷つけ義務を怠り又は本會議所の趣旨に反した場合は理事會の議を経てこれを除名することができる

第四章 總會

- 第十條 左の事項は總會の議決を経なければならない
- 一、定款の變更
 - 二、收支豫算の決定
 - 三、事業報告及び收支決算の承認
 - 四、役員の選任及び解任
 - 五、本會議所の解散
 - 六、その他特に重要な事項
- 第十一條 總會はこれを定時總會と臨時總會とする

定時總會は毎年六月、臨時總會は理事長が必要と認めるときにこれを招集する
 正會員五分の一以上が會議の目的事項を示して請求した場合は理事長は臨時總會を招集しなければなら
 ない。總會は理事長がその議長となる

第十二條 總會の議事は會員の五分の一以上が出席し、出席者の過半数を以てこれを決する、但し定款の変更及
 び本會議所の解散の議決は出席者の三分の二以上の同意によらなければならぬ
 可否同数のときは議長がこれを決する

第五章 役員

第十三條 本會議所に左の役員をおく

理事長 一名

副理事長 一名

理事 若干名（内三名以内を常任理事とする）

専務理事 一名

監事 二名以内

理事長、副理事長及び理事を以て民法上の理事とする

第十四條 理事は總會において正會員の内から選任する

理事長、副理事長及び常任理事は理事會において理事の内から互選する

第十五條 専務理事は理事會の承認を経て理事長がこれを任免する

第十六條 役員任期は一年として重任を妨げない

補缺で選任せられた役員任期は前任者の殘任期間とする

第十七條 理事長は本會議所を代表し所務を總理する

副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代理する

常任理事は理事會の權限に屬する常務を審議處理する

理事は理事長を補佐し所務を處理する

専務理事は事務局を統轄し所務を處理する

第十八條 監事は總會において正會員中からこれを選任する

監事は本會議所の業務及び財産の狀況を監査する

監事は理事會に出席して意見を述べることができる

第六章 理事會

第十九條 本會議所の管理は會員の意思に従い理事より成る理事會に委ねられる

第二十條 理事會は左の事項を審議處理する

一、總會に提出すべき議案

二、總會から委任された事項の處理

三、その他重要な事項

理事會は理事長これを招集し理事長がその議長となる

第七章 顧問

第二十一條 本會議所に顧問若干名をおくことができる

顧問は總會において推薦する

第八章 委員會

第二十二條 専門事項を調査審議實施するため理事會の議を経て委員會を設置することができる

第九章 會 計

第二十三條 本會議所の會計年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日に終る

第二十四條 本會議所の経費は會費、寄附金、補助金その他の収入を以てこれに充てる

第二十五條 會費は毎年七月これを徴集する、但し年度途中に入會する會員に對しては入會の際これを徴集する

納附期日を経過した會費は退會の申出があつた場合においてもその徴收を免除しない、又既納の會費は本會議所の解散の場合の外これを返戻しない

附 則

第二十六條 本定款は昭和 一七 年 七 月 / 日よりこれを施行する、但し第三條中の社團法人の名稱は監督

官廳の認可の日よりこれを使用する

札幌青年會議所會員名簿

一九五一年六月現在

氏名	自宅、会社所在地	電話	業種	生年月日	出身学校
地崎九一	南四條西七丁目 南一丁目西五丁目 北海道用務株式會社(札幌支店)	11181 三二〇一 三二〇二	土産業	大正 八・七・三	京都生命館専攻 学校経済科
藤井司郎	南二條西十三丁目 南一丁目西十三丁目 株式会社藤井商店(札幌支店)	11121 二二五七 二二八二	和洋軟、土具 事務用品販売	大正 二・七・六	小樽高等商業学校
福山卓爾	北四條西二丁目 南三條西二丁目 卜士油詰工業株式會社(札幌支店)	11121 四〇二四 四〇二七	食用油、塗料 油桶製造	大正 一・三・七	北海道立農學部 農産化学科
福山達彦	北五條東三丁目 南三條西七丁目 福山金控工業株式會社(札幌支店)	11121 六六六 六八〇	味噌、正油製造	大正 一・二・三	北海道立農學部 農産化学科
堀尾正四郎	南二條西二丁目 南一丁目西二丁目 白留屋手店(店主)	11121 一五〇	食、賣	大正 一・四・九	札幌商業学校
池内栄吉	南一丁目西二丁目 南一丁目西二丁目 合資會社池内商店(札幌支店)	11121 〇二六 一三二六	食、初加工食品	大正 六・二・三	明治大学商學科
小林淳男	北五條西十三丁目 北五條西十三丁目 株式会社小林商店(札幌支店)	11121 〇五五 〇五五	紙、造紙、印刷	大正 一・一・三	慶應義塾大学 経済學部
加藤信吉	南六條西三丁目 北八條東一丁目 北海道中央公共株式會社(札幌支店)	11121 三〇六 〇七四三	バス事業	大正 九・七・七	川崎高等商業学校

(A、B、C、D)

氏名	自宅、会社所在地	電話	業種	生年月日	出身学校
越山文哉	南五條西十四丁目 南四條西十三丁目 株式会社越山商店(札幌支店)	11121 〇三三 〇三三	石、煉炭、紙	大正 七・〇・三	川崎高等商業学校 九州大学法學部
久郷昌夫	北五條西二丁目 北五條西二丁目 北海道立工学部(札幌校)	11121 一九三〇	映、西、部、給	大正 八・五・九	北海道立農學部 農産化学科
前川秀夫	南二條西五丁目 南四條西三丁目 東映南洋株式会社(札幌支店)	11131 三三三 四二〇	映、西、部、給	昭和 五・二・一	明治大学
松本恒一	北五條東一丁目 北五條東一丁目 日の丸産業株式會社	11121 〇五五 〇五五	肥料、農具、農機具販売	大正 一・五・四	北海道立農學部
中村直介	南二條西十三丁目 南一丁目西十三丁目 株式会社中村商店(札幌支店)	11131 三三三 一六四六	茶、糖、豆、粉、類	大正 五・三・六	神田電機学校
岡部卓司	南三條西三丁目 南三條西三丁目 株式会社岡部商店(札幌支店)	11121 一五五 〇五五	製菓、印刷、紙	大正 一・三・七	川崎高等商業学校 北海道立農學部
小笠原和夫	北三條西三丁目 北三條西三丁目 株式会社小笠原商店(札幌支店)	11121 〇七六	紙、工、品、具	大正 八・七・四	川崎高等商業学校 北海道立農學部
小熊康允	南三條西三丁目 南三條西三丁目 株式会社小熊商店(札幌支店)	11121 三三三 四八六	製菓業	昭和 五・五・六	麻布中学校

